

宿所提供施設について

●宿所提供施設の目的

宿所提供施設は、生活保護法第38条第6項に基づく保護施設で、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う」ことを目的としています。

現在は、親族不和などの家庭内問題・り災・立ち退き等緊急入所需要の増加に対応するため、緊急一時保護事業に特化して運営しています。

●対象となる方

社会福祉法第14条に定める福祉に関する事務所の長（福祉事務所）が、施設の利用を認めた者。

●利用期間

原則として3か月以内

●居室

世帯の構成員数によって、1Rから3DKまでの広さの居室があります。

●施設一覧（令和8年4月1日現在）

施設名	利用対象者	利用定員（世帯）	指定管理者
小豆沢荘	家族・女性単身者	85（45）	（社福）特別区社会福祉事業団
西新井栄荘	家族・女性単身者	66（32）	（社福）特別区社会福祉事業団
淀橋荘(※)	—	—	—
葛飾荘	家族・女性単身者	50（40）	（社福）特別区社会福祉事業団
江東荘	家族・単身者	60（59）	（社福）新栄会
新幸荘	家族・女性単身者	134（75）	（社福）特別区社会福祉事業団
東が丘荘	家族・女性単身者	80（50）	（社福）東京援護協会
一之江荘	家族・女性単身者	70（32）	（社福）新栄会

※ 淀橋荘は改築工事のため令和7年3月末事業休止